

長崎市監査公表第 14 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 7 年 8 月 18 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

令和 7 年度

監 査 報 告

財務監査(工事監査)及び行政監査

〔前期〕

財 務 部
水 産 農 林 部
ま ち づ く り 部
建 築 部
中 央 総 合 事 務 所
東 総 合 事 務 所
南 総 合 事 務 所
北 総 合 事 務 所

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査) 及び行政監査

第2 監査の対象

財 務 部 (契約検査課、検査指導室)

水 産 農 林 部 (水産農林整備課)

まちづくり部 (都市計画課、長崎駅周辺整備室、東長崎土地区画整理事務所)

建 築 部 (建築課、設備課)

中央総合事務所 (地域整備1課、地域整備2課)

東総合事務所 (地域整備課)

南総合事務所 (地域整備課)

北総合事務所 (地域整備課)

今回の監査は、令和6年3月から令和6年12月までに発注したもののうち、次の工事11件と業務委託1件を抽出した。

工 事 (11 件)

件 名		所 管 名
1	東望港防波堤改良ほか工事	水産農林整備課
2	長崎駅東口駅前交通広場整備工事 (その10)	長崎駅周辺整備室
3	都市計画道路東長崎縦貫線 (清藤地区) 河川改修工事	東長崎土地区画整理事務所
4	西町小学校改築主体工事	建築課
5	西町小学校改築電気工事	設備課
6	西町小学校改築管工事	設備課
7	山の木公園ほか1公園整備工事	地域整備1課
8	(仮称) 土神堂前公園整備工事	地域整備2課
9	市道平間町松原町1号線ほか1線自然災害防止ほか工事	東総合事務所地域整備課
10	市道蚊焼町1号線道路改良工事【余任】	南総合事務所地域整備課
11	普通河川見上川ほか整備工事	北総合事務所地域整備課

業務委託 (1 件)

件 名		所 管 名
1	長崎まちづくりのグランドデザイン策定支援業務委託	都市計画課

第3 監査の期間

令和7年4月1日から令和7年8月8日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- | | | | |
|-----|--------|---|------------------------------|
| (1) | 計 | 画 | 事前協議及び諸手続 |
| (2) | 設 | 計 | 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成 |
| (3) | 積 | 算 | 積算基準の運用 |
| (4) | 契 | 約 | 契約手続 |
| (5) | 施 | 工 | 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続 |
| (6) | 検 | 査 | 検査関係書類 |
| (7) | 維持管理業務 | | 保守点検関係書類 |
| (8) | 委託業務 | | 委託業務関係書類 |

2 重点項目

- (1) 事業決定の手続きは適切に行われているか
- (2) 工期や履行期間の設定は適切か
- (3) 官公庁への届出等関係法令の手続きは適切に行われているか
- (4) 現場の安全管理及び施工管理は適切に行われているか
- (5) 書類の作成及び管理は適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規定に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

指 摘 事 項

水産農林部

1 東望港防波堤改良ほか工事

[水産農林整備課]

- (1) 施工箇所が点在する工事の積算において、工区毎に一般管理費を除く間接工事費（共通仮設費・現場管理費）の積算を行っていなかったことにより、設計額が 380 千円過小となった。適正な積算を行われたい。

まちづくり部

1 長崎駅東口駅前交通広場整備工事（その 10）

[長崎駅周辺整備室]

- (1) 市民への建設事業の広報活動の際に、バックホウのバケットを地上に下ろさずに、建設機械体験乗車会を行っていたことで、頭部等への接触の危険性が生じていた。適切な安全管理の指導を行われたい。
- (2) 関係者との立会いの際に、配置計画を具体的に示すために施工した仮設の区画線について、仮設の区画線として用いられ安価なペイント式ではなく、反射材を含有し高い耐久性を有する溶融式を施したことで、設計額が 294 千円過大となった。適正な設計を行われたい。

建築部

1 西町小学校改築管工事

[設備課]

- (1) 掘削深が 2.0m 以上あるにもかかわらず、土砂崩壊を防ぐ土止め壁を補強する腹起材や切張材を適切に設置していなかった。また、地山と土止めや矢板間のすき間があり、水の浸入や土砂の漏出による土止め壁底部の倒壊の恐れが生じていた。適切な安全管理の指導を行われたい。

中央総合事務所

1 山の木公園ほか 1 公園整備工事

[地域整備 1 課]

- (1) 道路交通法に基づく道路使用許可を受けずに、道路上で車両への積込作業を行っていた。法令遵守の指導を行われたい。
- (2) 電気設備の解線作業を実施する前に、下請負人と契約を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

2 （仮称）土神堂前公園整備工事

[地域整備 2 課]

- (1) 本工事に係る業務委託の成果品を受注者に貸与したものの、工事契約書の設計図書に詳細な図面及び材料等の仕様について、適切な記載を行っていなかった。適正な設計を行われたい。

南総合事務所

1 市道蚊焼町 1 号線道路改良工事【余任】

[地域整備課]

- (1) 工事施工の際に農地法の一時転用により借地した農地の復旧について、原形復旧を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

北総合事務所

1 普通河川見上川ほか整備工事

[地域整備課]

- (1) コンクリートブレーカーを使用した構造物取壊工を行っていたが、事前に特定建設作業の届出を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 事業着手にあたって

(1) 東望港防波堤改良ほか工事

令和 4 年度に開催された都市経営会議での指摘事項を精査することなく事業着手されていた。

防波堤の所有者の確認について、東望港を含むかき道地区の公有水面埋立ての際の、公有水面埋立法に基づく議会の同意及び埋立てによる新たな土地が生じた場合の議会の承認などを調査した経緯は確認できない。

また、消波ブロックの設置に伴う工事及び維持管理について、防波堤管理者と合議等が整った文書も確認できない。

本事業の所管は環境部であるが、消波ブロックの設置目的は、当該地区の家屋や道路への越波による被災リスクの低減対策となっている。

以上のことから、東望港に関し、関係機関との協議、適切な維持管理体制の構築に努められたい。

併せて、都市経営会議での指摘事項が解決された上で、事業に着手するように努められたい。

(2) 長崎市まちづくりグランドデザイン

新幹線開業や長崎スタジアムシティ開業等の大規模プロジェクトにより人の動きが大きく変化している状況において、実態や課題認識を正確に把握する必要があるが、将来交通量推計を行うために、10 年前のデータである平成 27 年の道路交通センサスの結果を使用していた。

本計画の業務目的では、本市の「経済再生」と「定住人口の増加」を実現するためには、「持続可能で魅力あるまちづくり」が必要であり、そのためには、新たなまちの基盤から生まれる効果を市全体に波及させる将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現が重要とされている。

各部局への照会をしながら計画策定を進められているとのことだったが、長崎市総合計画や、すでに諸課題の解決のために策定している各種計画などとの整合を図りながら進めるためには、各部局への照会だけに終わらず、部局横断的な視点での計画策定が必要と考える。

実現性のある取組方針を明示した計画の策定に努められたい。